

東京電子自治体共同運営における入札参加資格申請の代理申請システムの構築及び行政書士用電子証明書を使用可能とするシステムの改築に関し、東京電子自治体共同運営協議会に対し、町田市より要望を求めず請願

趣旨

- ①東京電子自治体共同運営における入札参加資格申請に関して代理申請システムを構築し、当該システムに行政書士用電子証明書（日本商工会議所発行のもの）を使用できるように東京電子自治体共同運営協議会に要望されたい。
- ②東京電子自治体共同運営における既存の電子申請の代理申請システムに行政書士用電子証明書を使用できるようにシステム改築を東京電子自治体共同運営協議会に要望されたい。

理由

①について、現在、区市町村の公共調達に係る入札参加資格審査申請においては、東京電子自治体共同運営にて電子申請の一括受付がされているところだが、そのシステムでは行政書士による代理申請システムが構築されていない。

行政書士は、従前から申請者の依頼を受けて入札参加資格審査申請の手続き代理を業として行っており、また、行政書士法に行政書士が作成する書類の中に電磁的記録（電子申請に関する申請内容データ）が含まれているのは周知のことである。上記業務が紙ベースで申請が行われていたときの行政書士関与率は全体の5割超といわれ、電子申請が主流となった今も多数の依頼を受けている。

現状では、行政書士が申請代理を行う際は、代理申請システムが構築されていないために、法定権原を持つものの形式上は排除された形となり、これにより申請者の便益が下がり、リスクも高くなり、また、行政書士の職務執行にも大きな不都合がある。

例えば、申請者が自らの便益を考慮する場合、申請者の電子証明書を行政書士に預け、内容を熟知した行政書士が電磁的記録を作成し、その流れで申請者の電子証明書を使用し行政書士が申請をするという事例が散見される。この場合、責任の所在が不明確となり、かつ、セキュリティ面で非常に問題があると

いえる。申請者の電子証明書は、電子申請における申請者の本人確認及び意思確認において大変重要な情報であり、実社会における印鑑証明書に相当するものといえ、いかなる理由であっても申請者は電子証明書を他人に貸すべきではないが、申請事務を円滑かつ確実に進めるために、申請者が自らの電子証明書を行政書士に委ねることが最良の選択肢となりつつある。しかしながら、東京電子自治体共同運営の事務局を務める東京都は「電磁的記録の作成は行政書士が行い、申請は本人が行うべきであり、よって、電子証明書を行政書士に貸し出すことは好ましくない。」という指導を明確に行っており、実体とのかい離がある。

東京都の指導に従い、申請者が自らのリスクを回避するために電子証明書は行政書士に貸し出さずに行政書士に当該業務を依頼する場合の対応方法は次のとおりである。まず、行政書士が申請に必要な資料等を持参のうえ申請者のところへ赴き、電磁的記録を作成し、申請者が自らの電子証明書で申請をするというのが一般的である。コンピューターが苦手な申請者であれば行政書士がコンピューターの使い方を教えながら対応している実情もある。本来、行政書士の執務は行政書士法で定める事務所で行うべきであり、反復継続して多数の業務をこなす行政書士が都度申請者のところへ赴かないと執務ができないということは非現実的なことである。また、出張費の負担という問題も生じる。

この状況を改善するため、早期に行政書士による代理申請システムの構築及び真性担保の観点から行政書士用電子証明書の活用を強く望むところである。なお、当該業務を法定業務として行うことができるのは行政書士の他は弁護士のみであるが、実際に行うか行わないは別として、併せて弁護士の関与があった場合も想定しておくべきと付言する。

②については、東京電子自治体共同運営における既存の電子申請には代理申請システムが既に構築されているが、未だに行政書士用電子証明書を使用する

ことができない現状があるため、①と併せて要望する次第である。

今後、東京電子自治体共同運営のシステム改築を行う際には、以上を踏まえたシステム改築とするよう町田市から東京電子自治体共同運営協議会に対し意見をして頂きたく、要望する次第である。